

と き 令和4年7月21日

ところ 国保連合会10階A会議室

令和4年度

第1回

理事会

議事録

令和4年度第1回理事会
役員定数 30名【理事25名 監事4名 欠員1名】

1 開催日時 令和4年7月21日(木)
開 会 午前10時00分
閉 会 午前11時11分

2 開催会場 本会 10階A会議室

3 議事録署名人 議 長 安 藤 立 美
理 事 依 田 晶 男

4 出席者 理 事 24名(本人10名、書面出席14名)
監 事 4名(本人2名、代理出席2名)

特別区代表

山 本 理 事 (中央区長)	書面出席	井 山 保険年金課副参事
武 井 副理事長 (港区長)	書面出席	後 藤 国保年金課長
松 原 理 事 (大田区長)	書面出席	牧 井 国保年金課長
長谷部 理 事 (渋谷区長)	書面出席	
高 野 理 事 (豊島区長)	書面出席	倉 本 国民健康保険課長
花 川 理 事 (北区長)	書面出席	土 屋 区民部参事
坂 本 理 事 (板橋区長)		
近 藤 理 事 (足立区長)	書面出席	寺 島 国民健康保険課長

市町村代表

石 森 理 事 (八王子市長)	書面出席	横 溝 保険年金課長
浜 中 理 事 (青梅市長)		
高 野 理 事 (府中市市長)	書面出席	山 田 保険年金課長
池 澤 理 事 (西東京市長)	書面出席	
加 藤 副理事長 (福生市長)	書面出席	吉 崎 保険年金課長
坂 本 理 事 (檜原村長)	書面出席	三 藤 村民課長

国民健康保険組合代表

依 田 理 事 (全国土木建築国民健康保険組合専務理事)		
安 部 理 事 (東京料理飲食国民健康保険組合理事長)	書面出席	大 池 専務理事
鵜 飼 副理事長 (東京食品販売国民健康保険組合理事長)	書面出席	古 賀 常務理事
伊 東 理 事 (東京都弁護士国民健康保険組合理事長)		
蓮 沼 理 事 (東京都医師国民健康保険組合常務理事)		
渡 辺 理 事 (東京建設職能国民健康保険組合理事長)		

学識経験者

安 藤 理 事 長	
桃 原 専務理事	
水 田 常務理事	
入 澤 理 事 (公益財団法人特別区協議会常務理事)	

監 事

酒 井 監 事 (中野区長)	代理出席	伊 藤 保険医療課長
田 村 監 事 (日の出町長)	代理出席	池 田 町民課長
高 橋 監 事 (東京都薬剤師国民健康保険組合理事長)		

松 永 常勤監事

5 欠 席 者 理 事 1 名
渋谷 理 事 (小笠原村長)

6 欠 員 理 事 1 名

理 事 出 欠 表

出席者	本 人		1 0
	面 書	持 参	1 2
		郵 送	2
計 (ア)			2 4
欠 席 者			1
合 計 (イ)			2 5
出 席 率 (ア) ／ (イ)			9 6 %
欠 員			1

開 会（午前10時00分～）

○事務局 大変お待たせいたしました。ただいまから令和4年度第1回理事会を開催いたします。

はじめに、本日の出席状況でございます。書面による参加を含めまして、理事24名のご出席を得ており、規約第36条の規定による定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

次に、本年2月及び3月の総会にて新たに役員となられた方ご紹介申し上げます。

専務理事、桃原慎一郎様でございます。

常務理事、水田博様でございます。

常勤監事、松永哲郎様でございます。

小笠原村長、渋谷正昭様におかれましては、本日、ご欠席でございます。

なお、本日の理事会は、新型コロナウイルス感染症対策として、事務局からの説明も含めまして今後の発言は着座にて行わせていただきますので、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、次第に従いまして、理事長からご挨拶をいただき、引き続き議事進行につきましても、どうぞよろしくお願いいたします。

理事長挨拶

○理事長 皆様方には、ご多用中にもかかわらず、本理事会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から本会の事業運営に対しましてご理解とご協力を賜りまして、改めて御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、このようにお集まりいただいて開くのは、7月の開催でございますが、3年ぶりということになります。今日は感染拡大防止対策を講じた上で開催しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

本日、ご審議をいただきます主な事項は、令和3年度の事業報告及び決算等でございますが、ここで少し本会をめぐる情勢について触れさせていただきます。

昨年6月に全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が成立いたしました。その中では、後期高齢者医療におけます医療機関での窓口

負担割合の見直し、それから保健事業における健康情報等の活用促進などが盛り込まれておりまして、本会を取り巻く環境は大きく変化していると思っております。

また、オンライン資格確認等システムにつきましては、令和5年3月までに概ね全ての医療機関、薬局での導入に向けて厚生労働省ではプロジェクトチームを設置し、導入が加速化するように取り組んでいることとしているところであります。

本会の昨年度の事業でございますが、新型コロナウイルス感染症に関わる対策事業といたしまして、厚労省からの要請に基づきまして、関係団体の負担軽減の観点から、ワクチン接種費用の請求支払事務の一部や障害福祉サービス事業所等に対する感染防止対策支援事業に関わる支払事務に取り組んだところであります。

ワクチン接種費用の請求支払事務につきましては、追加接種も開始されておりまして、本会といたしましても、引き続き保険者をはじめ関係団体との連携を密にしながらしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

また、第3次経営計画でございますが、初年度となります第3期実施計画の目標達成に向けて鋭意取り組んだところであります。

このほか、各種事業につきましては、後ほど事務局から説明を申し上げますが、本日の理事会での提案案件につきまして、十分にご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本日、追加の議案といたしまして、理事及び理事長の選任についてを議題として上程させていただいております。私ごとでございますけれども、今月1日付で地方独立行政法人都立病院機構の理事長に就任いたしてございます。このため、急遽ではございますが、8月末日をもちまして理事長職を退任させていただきたく思っているところであります。理事長につきましては、理事が互選することとされておりますので、後ほどご審議をよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、理事会を始めるに当たりましての挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、規約に従いまして、私が議事を進行させていただきます。ご協力をお願いいたします。

議事録署名人指名

○理事長 はじめに、本理事会の議事録署名人を指名させていただきます。

本理事会の議事録署名人には、全国土木建築国民健康保険組合専務理事の依田晶男様にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議 事

○理事長 それでは、早速、議事に入りたいと思います。恐れ入りますが、お手元の議案書 2—1 の目次をお開き願います。

ご覧のとおり、報告事項は「監事の監査について」他 3 件でございます。議決事項は「令和 3 年度事業報告について」から、「通常総会の招集について」まで 18 件と追加議案の 2 件を合わせまして、20 件の議題につきましてご審議をいただきます。

それでは、議案書により報告事項から議事を進めてまいります。はじめに、報告事項 1 「監事の監査について」を議題といたします。

本件につきましては、去る 7 月 7 日に令和 3 年度決算に係ります監事監査が行われたので、その結果をご報告いただくものでございます。

それでは、常勤監事からご報告をお願いいたします。

○常勤監事 それでは、私から監事監査についてご報告申し上げます。恐れ入りますが、議案書の 2—1 の 3 ページをご覧いただきたいと存じます。

令和 3 年度における財産目録を含む事業報告並びに一般会計、他各会計決算につきまして、令和 4 年 7 月 7 日に監査を行ったところ、財務に関する事務の執行及び経営に関わる事業の管理は、法令・規則に従って適正に管理執行されていることを認めましたので、ここにご報告申し上げます。

以上でございます。

○理事長 ただいまの報告につきましてのご質疑は、後ほどご審議いただきます「令和 3 年度事業報告及び各会計決算」の際にあわせてお願いいたします。

続きまして、報告事項 2 「理事の専決処分について」を議題といたします。

本件につきましては、急施を要し理事会を開催するいとまがなかったために専決処分した事項につきましてご報告するものでございます。

事務局から報告いたします。

○事務局 議案書 1 ページをお願いいたします。報告事項 2 「理事の専決処分について」でございます。おめくりいただきまして、5 ページをお願いいたします。

国民健康保険法第86条において準用する同法第25条第2項の規定により、令和4年3月18日に理事長の専決処分とさせていただきましたので、ご報告申し上げます。

処分案件については、議案書の7ページから11ページにかけて載せておりますが、これらの内容を集約いたしましたものを資料1として配布してございます。こちらの資料で説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料1をお願いいたします。予算補正の内容は、補正の趣旨とあわせて説明申し上げます。補正の趣旨は、介護職員処遇改善支援事業及び福祉・介護職員処遇改善支援事業の業務の一部を東京都から受託し実施するため、一般会計の予算を補正したものです。

本件は、令和3年11月19日、閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づき、介護職員や障害福祉職員を対象に賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を約3%、月額にして9,000円程度引き上げるための措置として、令和4年2月から必要な経費について都道府県から事業所等に対し、補助金を交付する事業となります。

下の表をご覧ください。予算補正額をまとめたものでございます。補正額は、事業所等への補助金と本会事務経費を含め、介護・障害分の合計として、右端の合計欄135億69万円となります。

以上で専決処分の報告を終わります。

○理事長 事務局の報告が終わりました。ご意見、ご質疑がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

特にございませんようですので、ご了承をいただきたいと存じます。

続きまして、報告事項3「第3次経営計画について」を議題といたします。

本件につきましては、令和3年度の第3次経営計画の取組についてご報告するものであります。

事務局から報告をいたします。

○常務理事 報告事項3「第3次経営計画について」でございます。お手元の資料2、第3

次経営計画令和3年度実績報告及び別紙総括概要をお願いいたします。

第3次経営計画における第3期実施計画の初年度に当たる令和3年度の執行状況については、第三者の立場から客観的に評価していただくために設置しております経営評価委員会を去る7月6日に開催し、評価や助言をいただいたところです。それらの内容をお手元の第3次経営計画令和3年度実績報告及び総括概要にまとめましたので、後ほどご覧いただければと存じます。

なお、今年度におきましても、各計画の目標達成に向け取り組んでおります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○理事長 事務局からの報告がございました。何かご質問等がございましたらお願いいたします。よろしゅうございましょうか。

(「なし」の声あり)

特にないようですので、ご了承をいただきたいと存じます。

続きまして、報告事項4「東京ほけんサポートセンターの状況について」を議題といたします。

本件につきましては、令和3年度の事業状況や決算等につきましてご報告するものでございます。

報告をお願いいたします。

○常務理事 報告事項4「一般社団法人東京ほけんサポートセンターの状況について」です。

東京ほけんサポートセンターについては、多様化する保険者、広域連合等、関係団体のニーズを見据え、必要とされます事務事業を効率的に実施しつつ、組織の肥大化を避ける観点から平成20年3月に設立いたしました。

保険者の皆様に設立の報告を行った際に、今後、運営状況や決算については、本会の基幹会議に報告することとしております。

それでは、お手元の資料、3—1をお願いいたします。令和3年度の事業報告です。

項番1、法人の運営については、社員総会を2回、理事会を5回、監事監査を2回開催いたしました。また、毎月出納検査を実施しております。

次に、項番2、レセプト点検事業ですが、(1)後期高齢者医療分については、資格点検で年間約105億円、内容点検で約12億円を医療機関との間で過誤調整いたしました。

(2)国保分の内容点検では、年間約5億円を医療機関との間で過誤調整いたしました。

次に、項番３、特定健診の電子化事業以降については、保険者様や都内の地区医師会などから受託し、項番４の妊婦乳児健康診査申請書に係る事業と項番５の風しん対策受診票等に係る事業につきましても、ご覧のとおりそれぞれの処理を実施いたしました。

続きまして、資料３－２をお願いいたします。こちらは、去る５月２６日開催のサポートセンターの第２１回社員総会議案の抜粋です。こちらにより決算状況を説明申し上げます。

はじめに、左側の令和３年度末の貸借対照表です。資産の部、資産合計４億２,３６３万３,４３３円、負債の部、負債合計２,３８５万８,３８９円、純資産の部、純資産合計で３億９,９７７万５,０４４円となり、借方、貸方のそれぞれの合計は４億２,３６３万３,４３３円となっております。

続きまして、中ほどの損益計算書です。まず売上高ですが、特定健診の電子化手数料、点検業務受託料等の合計で売上総利益金額は５億８,５４１万９,５３６円となります。

次に、販売費及び一般管理費は、人件費、経費の合計で５億６,２３１万５１円となり、差引き２,３１０万９,４８５円の営業利益金額に営業外収益、公課費を加減算いたしました当期純利益金額は、最下段ですが、１,９９６万３,７７１円となっております。

右側の純資産変動計算書につきましては、後ほどご覧願います。

以上で説明を終わります。

○理事長 事務局の報告が終わりました。何かご質問等がございましたらお願いいたします。よろしゅうございましょうか。

(「なし」の声あり)

特にないようですので、ご了承をいただきたいと存じます。

それでは、議決事項に移らせていただきます。議決事項１から１１までであります。これらは事業報告と各会計決算でございまして、それぞれ関連がございますので、一括して議題に供したいと存じます。

事務局から説明をいたします。

○常務理事 議案書２－１のほうを少しめくっていただきまして、１３ページをお願いいたします。議決事項１「令和３年度本会事業報告について」から、次のページ、議決事項１１「令和３年度本会退職金特別会計歳入歳出決算」につきましては、別冊２－２のとおり定め、総会に提案いたしたい。

それでは、別冊２－２、厚いほうの議案書をめくっていただきまして、１ページをお願いいたします。限られた時間でございますので、概略の説明となりますが、よろしくお願い申し上げます。

令和3年度本会事業報告です。Ⅰ運営報告ですが、冒頭の理事長の挨拶と重複いたしますので、後ほどご覧いただき、2ページのⅡ事業報告でございます。

第1、総会及び役員会の開催では、1の総会は3回書面で開催し、2、役員会の(1)理事会等のア、理事会を4回のうち3回を書面で開催し、また、3ページ、イの事業計画及び予算に関する委員会を1回開催、(2)の監事監査が2回実施されました。

第2、国保制度の改善と財政強化のための活動では、国及び東京都などに対し要請を行いました。

4ページをお願いいたします。第3、「国保事業充実強化推進運動」の支援では、1の保険料(税)収納率向上対策事業以下、5ページにかけまして、2の医療費適正化に関する講習会等を一部を除き開催いたしました。

第4、保険者等との連絡、調整では、1の各種連絡協議会への参加等のほか、次の6ページの最下段、(5)国保講演会までについて、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部中止したものもありますが、ホームページを活用して動画配信するなど、工夫して実施いたしました。

次に、7ページをお願いいたします。第5、保健事業では、1の保険者等が行う保健事業への支援から、少しめくっていただきまして、10ページの6東京都在宅保健師の会の運営まで、記載のとおり各種講演会の開催や情報提供などを行いました。

次に、11ページをお願いいたします。第6、特定健康診査・特定保健指導等に関する事業では、1のデータ管理及び費用決済に係る事務から、12ページの3法定報告情報の作成までを実施いたしました。

第7、調査事業では、1の各種資料の作成、提供のほか、次の13ページ、2に記載の東京都国保ハンドブックを発行いたしました。

第8、広報活動では、1の機関誌「東京の国保」の発行をはじめ、次の14ページの最下段、7「国保実務」「国保新聞」の配布まで、各事業を実施いたしました。

15ページをお願いいたします。第9、医療保険に関する事業の1診療報酬等審査支払事業では、保険者、広域連合から国保、後期高齢者医療の審査支払に係る業務を受託し、適正・迅速な事務処理に努めるとともに、電子レセプト請求に適切に対応するため、国保中央会と連携し、システムの安定運用を図りました。

なお、審査基準の統一化に向け、審査委員会において統一項目の周知を図りました。

(1)の審査委員会の運営では、医科部会、歯科部会合わせまして250人の審査委員により

原則、毎月18日から24日までの会期で開催いたしました。

イの審査付議件数は、国保が月平均の合計で約434万件、前年度比106.2%、次の16ページの後期高齢者医療は、月平均の合計で約426万件、前年度比104.3%でございます。

以下、18ページの中段まで、診療報酬等に係る審査関係数値でございます。後ほどご覧願います。

(2)の審査の充実・強化では、審査を効率的かつ効果的に進めるため、ICTの活用と審査事務共助の一層の強化を図りました。

アの審査・審査事務共助の充実及び強化では、審査基準の統一化に向けた取組を推進するとともに、全国統一のコンピュータチェック項目（共通設定）を着実に取り入れ、効率的な事務処理に努めました。

イの職員研修の充実では、研修会の実施により専門知識の向上に努めました。

以下、22ページまで審査関係数値でございます。後ほどご覧願います。

次に、23ページをお願いいたします。項番2、療養費等審査事務では、(1)柔道整復療養費及びあん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費審査委員会を毎月1回開催いたしました。

以下、24ページの上段まで審査関係通知でございます。後ほどご覧願います。

上段の3、保険者レセプト管理事務については、国保、後期の受託状況はご覧のとおりとなっております。

次に、第10、国保保険者からの事務受託の1共同電算処理事業は、アからコまでの事務を実施いたしました。

2、オンライン資格確認等システムによる電子資格確認等事務は、保険者から電子資格確認等事務を受託し、国保中央会と連携して、オンライン資格確認等システムで管理する資格情報に基づき令和3年10月からレセプトの振替、分割処理及びマイナポータルを活用した医療費情報、薬剤情報等の閲覧を可能とするため、同システムと国保総合システム等との連携を行いました。

続きまして、25ページの3、第三者行為に起因する損害賠償請求収納事務から、27ページの項番10の海外療養費調査事務等まで、それぞれ実施いたしました。

第11、国保保険者標準事務処理システムの運用管理の1国保事業費納付金等算定標準システムの運用管理、次の28ページ、2の国保情報集約システムの運用管理では、東京都や区市町村からシステムの運用管理業務を受託するとともに、関連資料等を提供するなど、

管理業務を的確に実施いたしました。

第12、東京都後期高齢者医療広域連合からの事務受託では、1の広域連合電算処理システムの運用及び基盤管理から、30ページの項番9、後発医薬品利用差額通知データ作成事務まで、それぞれ記載の事務を受託し、実施いたしました。

続きまして、第13、介護保険に関する事業の1の介護給付費等審査支払事業等では、適正、円滑な審査支払業務を行いました。

次の31ページの(1)介護給付費等審査委員会の運営では、毎月1回開催のほか、介護医療部会、審査部会を会期外に各1回開催いたしました。審査委員数は18人、審査付議件数は月平均約148万件、前年度比105.0%となっております。

(2)の介護給付費等の支払から、32ページにかけまして、審査支払関連の数値を掲載しております。後ほどご覧願います。

33ページをお願いいたします。(3)介護給付適正化対策事業では、保険者に対し、本会が保有する給付実績情報等を活用したアからエに記載の取組を支援いたしました。

(4)要介護認定等情報経由業務では、本会の給付費明細書情報と保険者の要介護認定等情報を中央会経由にて厚労省へ報告いたしました。

2、保険者事務共同処理事業では、(1)共同電算処理事業から、次の34ページ、(3)第三者行為(交通事故)に起因する損害賠償請求収納事務まで、保険者が行う事務のうち共同して処理することが効率的な事務を受託して実施いたしました。

3、苦情処理業務の(1)事業者が行う介護サービスに関する調査、指導及び助言では、弁護士や医師等で構成する苦情処理委員会に教示を求め、事業者への指導・助言を行いました。

次の35ページの(2)苦情処理に係る介護保険者及び東京都への支援業務では、アからウまでを実施いたしました。

36ページをお願いいたします。4、介護保険事業の円滑な運営に資する業務では、(1)「介護サービス苦情相談白書」の作成及びホームページへの掲載から、(5)の第三者行為損害賠償求償事務講習会(介護保険)の開催までを実施いたしましたが、開催については、Web等で行いました。

続きまして、37ページをお願いいたします。第14、障害者総合支援給付等に関する事業を円滑に実施いたしました。

次は少しめくっていただきまして、41ページをお願いいたします。第17、風しん追加的

対策に係る抗体検査費用等の請求支払事務は、厚労省からの協力依頼により実施し、第18、新型コロナウイルス感染症への対応に関する事業は、1のワクチン接種費用請求支払事務などを行いました。取扱状況はご覧のとおりです。

次に、42ページをお願いいたします。最下段の第20、ISO/IEC 27001認証の維持・継続に向け取り組みました。

以上で事業報告の説明を終わります。

引き続きまして、各会計決算を説明申し上げます。

○事務局 令和3年度の決算につきましては、議案書の議決事項2から11といたしまして、別冊2—2、厚いほうの議案書の43ページから535ページに各会計別の決算数値を記載しておりますが、説明は本日机上に配布してございます資料4、令和3年度東京都国民健康保険団体連合会各会計・勘定別決算概要によりご説明申し上げます。

それでは、概要の1ページをお願いいたします。ここから2ページ目にかけまして各会計・勘定別決算状況一覧表を載せております。まず、表の見方ですが、中央が歳入、その右が歳出、右端が決算残額になっております。各会計の合計は2ページをお願いいたします。

こちらの最下段、合計欄の左から2列目、歳入の収入済額は3兆5,706億2,055万8,776円、予算現額に対する収入率は91.4%です。右の歳出の支出済額は3兆5,684億261万3,207円、執行率は91.3%です。

なお、収入済額に対する決算残額は0.062%となっております。

3ページ目と4ページ目は積立金の状況、5ページ以降は各会計勘定の決算状況となっております。

以降、1ページから4ページでご説明いたします。恐れ入りますが、1ページにお戻り願います。歳入、歳出、決算残額の順でご説明いたします。

まず、一般会計の歳入の収入済額は6億6,908万3,420円、予算現額に対する収入率は85.1%です。一般会計の主な収入は、負担金、繰入金、繰越金です。続いて、右の歳出の支出済額は4億9,903万3,626円、執行率は63.4%です。主な支出は、職員人件費や事務所維持管理費、広報宣伝費、保健事業費等です。

令和3年度は、各特別会計業務勘定の各種手数料等の軽減財源とするため、財政安定積立金の一部処分や、各業務勘定繰入金を予算計上いたしました。所要額のみ繰り入れたことにより、収入済額、支出済額ともに減少しております。歳入歳出差引残額1億7,004

万9,794円は、決算残額として令和4年度へ繰越いたします。

以降、各会計も同様に右端の決算残額を繰越いたします。

続きまして、診療報酬等審査支払特別会計業務勘定です。収入済額は135億62万6,041円、収入率は92.3%です。主な収入は、国保、公費負担医療の審査支払手数料、共同電算基本処理手数料、審査支払事務に対する東京都補助金、繰入金及び繰越金です。収入済額の減少の要因は、外付けシステム改修経費として計上していた減価償却引当資産繰入金が縮減したこと及び保険者間調整療養費等受入金が予算額に対して減少したことによるものです。支出済額は129億113万3,712円、執行率は88.2%です。主な支出は、職員人件費や事務所維持管理費、電算委託管理費、積立資産への積立金等で各会計の業務勘定も同様ですので、以降の説明は割愛いたします。

次に、その下の4つの支払勘定は、保険者等から医療機関等へ本会を經由して診療報酬等を支払うものです。

4つ目の抗体検査等費用につきましては、風しん抗体検査等費用において国保中央会資料の都道府県別業務取扱件数を基に予算計上いたしましたが、実績が大きく下回る結果となりました。

なお、支払勘定の収入済額と支出済額はほぼ見合いとなっておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

このほかの支払勘定も同様ですので、以降の説明は割愛いたします。

次は、後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定です。収入済額は73億7,758万355円、収入率は94.1%です。主な収入は、審査支払手数料や東京都後期高齢者医療広域連合からの事務委託金、繰入金、繰越金等です。支出済額は67億1,447万8,725円、執行率は85.6%です。

その下の2つの支払勘定の中で公費負担医療に関する診療報酬支払勘定の収入率66.1%は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の検査費用、医療に要する費用の保険適用に伴い予算計上いたしましたが、実績が下回る結果となりました。

次は、特定健康診査・特定保健指導等事業関係業務特別会計業務勘定です。収入済額は8億4,997万2,559円、収入率は130.3%です。主な収入は、特定健診・特定保健指導負担金や特定健診手数料、繰入金、繰越金等で、繰越金の実績額が見込額より大きくなったことにより収入率が多くなっております。支出済額は4億7,978万9,042円、執行率は73.5%です。

次は、第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計です。収入済額は14億5,525万5,886円、収入率は47.7%です。主な収入は、損保会社等からの損害賠償金受入金で、予算計上した金額より受託案件の実績が下回る結果となりました。支出済額は14億5,504万3,891円、執行率は47.7%です。主な支出は、保険者等への損害賠償金支出金です。

2 ページをお願いいたします。柔道整復施術料等支払代行業務特別会計です。収入済額は216億9,804万5,638円、収入率は70.2%です。主な収入は、保険者等からの療養費等受入金、繰入金です。支出済額は216億9,755万9,101円、執行率は70.2%です。主な支出は、柔道整復施術所等への療養費等支出金です。

次は、介護保険事業関係業務特別会計業務勘定です。収入済額は17億3,496万8,756円、収入率は98.3%です。主な収入は、審査支払手数料などの手数料や苦情処理支援事業に対する東京都補助金、繰越金です。支出済額は15億1,432万8,683円、執行率は85.8%です。

次は、障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定です。収入済額の3億4,427万3,558円は主に給付費等審査支払手数料で、収入率は98.2%。支出済額は3億405万4,117円、執行率は86.8%です。

次は、措置費支払代行業務特別会計業務勘定です。収入済額の4,286万8,066円は主に措置費支払代行手数料で、収入率は103.3%です。令和3年度より東京都から新たに受託しました日常生活支援住居施設への支払代行分の取扱件数が見込件数より大きくなったことにより収入率が多くなっております。支出済額は3,245万7,424円、執行率は78.2%です。

次は、退職金特別会計です。収入済額の5億9,233万7,680円は主に退職給付引当資産からの繰入金で、収入率は74.6%、支出済額は5億9,233万5,879円、主な支出は、定年等退職者19名分の退職手当金と退職給付引当資産積立金で、執行率は74.6%です。

3 ページをお願いいたします。こちらのページと4 ページの表で積立金についてご説明いたします。

まず、左側の区分欄をご覧くださいまして、項番1の退職給付引当資産、項番3、財政調整基金積立資産、項番4、減価償却引当資産、次ページの項番5、電算処理システム導入作業経費積立資産については平成26年度から、項番6、ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産、こちらは令和元年度からそれぞれ国の通知により国保連合会が保有できる5つの資産です。

項番2の財政安定積立金につきましては、将来の不測の事態に備え、引き続き保有が認められた積立金でございます。

4 ページをお願いいたします。合計欄の令和4年3月31日現在の残高は154億5,419万8,507円となっております。各積立金の残高は後ほどお読み取り願います。

以上、資料4をもちまして議決事項2から11までの単式の決算概要の説明は終わりますが、ただいまご説明申し上げました資料の次の資料5、令和3年度東京都国民健康保険団体連合会各会計別収支計算書概要ですが、本会では単式簿記の経理事務をしておりますが、国の通知により公益法人会計準則に則り、単式簿記の会計処理の情報を複式簿記に当てはめまして財務諸表等を作成したのになります。財務諸表の貸借対照表についてご説明申し上げます。12ページをご覧ください。

左から2列目、令和4年3月31日現在で一般会計や各特別会計をまとめた総合計ですが、Ⅰ、資産の部といたしまして、現金預金などの流動資産、固定資産といたしまして、退職給付引当資産をはじめとした各積立資産の特定資産及びソフトウェアなど、その他の固定資産を含めた資産合計は2,942億4,305万1,198円です。

次に、Ⅱ、負債の部といたしましては、リース債務などの流動負債と固定負債の退職給付引当金の負債合計は2,791億3,416万1,010円です。

次に、正味財産の合計金額は151億889万188円で、負債及び正味財産合計は、先ほどご説明いたしました資産合計と同額の2,942億4,305万1,198円になります。内容の説明は省略いたしますが、決算の参考資料として後ほどご覧ください。

続きまして、次の資料6、令和3年度東京都国民健康保険団体連合会財務諸表（実費精算）決算概要についてですが、私ども国保連合会の経理事務につきましては、保険者から委託を受けて行う事務に係る手数料は、実費に見合う額として算定し、かつ年度末に剰余が生じた場合は、その額を翌年度において徴収する手数料の額から控除するものとされております。こちらの資料6をもって令和3年度の実費精算の有無についてご説明いたします。

表紙をおめくりいただきまして、1 ページ目の上段、1、財務諸表作成及び実費精算の経緯ですが、平成25年3月29日の厚生労働省の通知により、新たな財務諸表の様式が示され、また、平成26年10月31日の通知により、毎年度の決算総会終了後、承認を受けました決算書及びその実費弁償方式判定結果を所轄の税務署に提出することになりました。

次に、下段の2、実費精算額算出までの流れですが、イメージ図の左側の単式の歳入歳出決算書を基に、中央の収支計算書を作成いたします。単式簿記と複式簿記の大きな違いですが、複式簿記は、当期の収支を明示するものであり、単式簿記では歳入になる前年度

繰越金は含みません。繰り返しになりますが、イメージ図の中央、収支計算書の下段、前期繰越収支差額Bが歳入歳出決算書の前期繰越金になりますので、実費精算の判定におきましては、当期収支差額Aを基に右側の判定表の下にあります収入に該当しない額、費用に該当しない額や国への返還金など、収支計算書以外で生じます収入及び費用加算額を減算し、実費精算額を算出します。

2ページをお願いいたします。上段の3、各収益特別会計における差引額収支差額ですが、表の項番1、歳入歳出決算書の差引残額は、表に記載の5つの特別会計における支払勘定を含めた決算残額で、項番2、収支計算書の最下段、次期繰越収支差額Cと同額になります。

実費精算を算出するに当たっては、前年度の繰越金を除いた金額を基に算出いたしますので、この次期繰越収支差額から前期繰越収支差額Bを除いたA、当期収支差額を基に厚生労働省が示した判定表を用いて5つの収益特別会計において剰余の有無を判定した結果、下段の4、令和3年度実費精算額の表のとおり、5つの特別会計においてマイナス表示となり、剰余が生じず、実費精算額が発生しない結果となりました。このマイナス表示は税法上の実費弁償の判定においてお戻しする額が生じないというものでございます。

最後に、資料7、令和3年度決算一般会計と各特別会計業務勘定の合計がございしますが、こちらは参考として表題の各会計勘定の主な歳出項目を集約した資料となります。後ほどご覧願います。

以上で説明を終わります。

○理事長 事業報告及び各会計決算等の説明が終わりました。ご質疑、ご意見がございましたらお願いいたします。よろしゅうございましょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、お諮りをいたします。本案件を決することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、議決事項の1から11は原案どおり決定をいたします。

次に、議決事項12「令和4年度診療報酬等審査支払特別会計歳入歳出予算補正について」を議題に供します。

説明をお願いします。

○事務局 議決事項12「令和4年度診療報酬等審査支払特別会計歳入歳出予算補正につい

て」でございます。

議案書 2-1 の15ページから21ページに歳入歳出予算補正を載せておりますが、本日、これらの内容を集約いたしましたものを資料 8 として配布してございます。表題は、令和 4 年度歳入歳出予算補正の概要でございます。こちらの資料の説明をもって議案書の説明にいたしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料 8 をお願いいたします。予算補正の内容は 2 点でございます。提案の趣旨とあわせて説明申し上げます。

まず 1 点目は、国庫補助金の返還でございます。これは昨年度、概算交付された 70 歳から 74 歳の国保前期高齢者に対する医療機関等窓口での 1 割負担軽減特例措置、いわゆる指定公費負担医療等に対する国庫補助金の精算に伴い、精算額を国庫へ返還するため、予算補正を行うものであります。

2 点目は、東京都における高校生等医療費助成事業開始に向けた対応でございます。東京都において、現在、中学生までを対象としている医療費助成の対象を高校生等まで拡大する方針が示され、令和 5 年度からの開始に向けて、東京都から補助金を受け入れ、システム改修を対応するため、予算補正を行うものであります。

2 点ともに診療報酬等審査支払特別会計業務勘定の予算補正となります。

下の表をご覧ください。補正内容、予算補正額をまとめたものでございます。横軸①の国庫補助金の返還では、歳入、6 款 1 項 1 目繰越金を、歳出では 8 款 2 項 1 目償還金及び還付金をそれぞれ増額し、補正額は 650 万 8,000 円となります。

続きまして、横軸②の東京都における高校生等医療費助成事業開始対応では、歳入、4 款 1 項 2 目電算システム補助金を、歳出では 1 款 3 項 2 目管理費をそれぞれ増額し、補正額は 3,630 万円となります。

恐れ入りますが、ここでお手元の資料 9 をご覧ください。これは国の通知により国保連合会に対して定められた財務諸表の 1 つ、収支補正予算書でございます。こちらは単式簿記による補正予算を複式簿記に置き換えたものとなります。

表紙をおめくりいただきますと、表の欄外、左上に会計名称を載せてございます。恐れ入りますが、4 ページ目の診療報酬等審査支払特別会計をご覧ください。表の左から 2 列目に当初予算額を、その右側 1 つ飛ばして、補正額（7 月）として、ただいま上程しました補正予算をそれぞれ科目ごとに当てはめたものでございます。

恐れ入ります、ページをお戻りいただきまして、1 ページをご覧ください。こちらには、

先ほどの報告事項2、理事の専決処分にて総務部長から説明申し上げました3月に行った一般会計の補正予算を載せてございます。内容につきましては、先ほどと重複いたしますので、説明は割愛させていただきますが、後ほどご覧いただければと存じます。

以上、議決事項12、歳入歳出予算補正の説明を終わります。

○理事長 予算補正についての説明が終わりました。ご質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。お願いいたします。

○特別区理事 ただいまの令和4年度補正予算の中で、医療費助成の対象を高校生等まで拡大することにつきまして、都内全域で来年度中に開始することとなりました。しかしながら、制度施行4年目以降の費用負担が継続協議となるなど、いまだ整理が必要な項目が幾つかございます。

必要なシステム改修費用等につきましては、東京都の補助金でご対応いただくことは分かりました。国保連合会におかれましては、システム改修などの準備作業をはじめ、各市区町村が円滑に制度を開始できるようにご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○理事長 ただいまご要望を承りましたが、事務局から何かございますでしょうか。

○常務理事 事務局でございます。貴重なご意見どうもありがとうございます。ただいまのご意見を踏まえまして、東京都とも連携しながら来年度から開始する本制度に向け、しっかりと準備を進めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○理事長 事務局からただいま答弁がございましたが、高校生等の医療費助成制度に関しましては、ご要望を受け止めて、私どもしっかり取り組んでまいりたいと思います。よろしくをお願いいたします。

そのほかご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、お諮りをいたします。本案件を決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、原案どおり決定することといたします。

次に、議決事項13「規約の一部を改正する規約について」から議決事項15「専門職規程を廃止する規程について」までの3議題は、規約規程の改正関係で関連がございますので、一括して議題に供します。

説明をお願いします。

○事務局 恐れ入ります、議案書2―1、薄いほうでございます。23ページをお願い申し上げます。議決事項1「本会規約の一部を改正する規約について」でございます。

提案の趣旨です。専門職の廃止に伴い、規約の一部を改正するものです。

審査部門における審査共助のスキル、底上げを目標とし、専門職手当を支給している現行の専門職制度を廃止し、今後は審査部門のみならず、システム部門など他の部門においても知識、経験の蓄積に基づいた事務処理が行えると職員本人が申告し、その適正等が認められた者をスペシャリストとして認定し、異動年限にとらわれず、継続してスペシャリスト認定部門に配置するよう制度を再構築する予定です。

新たな制度については改めてお諮りすることとし、今回はまず現行の審査共助に特化した専門職を廃止させていただくものです。

別紙のとおり定め総会に提案いたしたい。

25ページの新旧対照をご覧ください。上段が改正（案）、下段が現行でございます。規約第33条の2に規定する専門職員を削除するものでございます。

附則です。都知事の認可を受けた日から施行するものでございます。

続きまして、27ページをお願い申し上げます。議決事項14「本会職員給与規程の一部を改正する規程について」でございます。

提案の趣旨です。専門職の廃止に伴い、専門職手当を廃止するため、規程の一部を改正するものです。

29ページの新旧対照をご覧ください。職員給与規程第3条中、30ページになりますが、専門職員に係る格付及び第4条中、専門職手当の記述を削り、第10条の2に規定する専門職手当を削除するものでございます。

恐れ入ります、29ページにお戻り願います。附則です。この規程は、理事会の議決を得た日から施行するものでございます。

続きまして、31ページをお願い申し上げます。議決事項15「本会専門職規程を廃止する規程について」でございます。

提案の趣旨です。専門職の廃止に伴い、規程を廃止するものです。

33ページをお願い申し上げます。先ほど議決事項13において本会規約から専門職員の条文を削除することに伴い、本会専門職規程を廃止するものでございます。

附則です。この規程は、理事会の議決を得た日から施行するものでございます。

以上でございます。

○理事長 説明が終わりました。ご質疑、ご意見がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

それでは、お諮りいたします。議決事項13から15までを原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、原案どおり決定することといたします。

次に、議決事項16「理事の選任について」及び議決事項17「事業計画及び予算に関する委員会委員の委嘱の同意について」は、関連がございますので、一括して議題に供したいと存じます。

説明をお願いします。

○事務局 恐れ入ります。35ページをお願い申し上げます。議決事項16「理事の選任について」でございます。

提案の趣旨です。理事に欠員が生じているため、総会において選任を求めるものでございます。

本会理事でございました前清瀬市長・渋谷金太郎氏が令和4年2月14日に逝去されたことに伴い、本会理事に欠員が生じております。このため、市町村を代表する理事1名につきまして、本会規約第21条の2の規定に基づき、総会において選任いただきたいというものでございます。

37ページをお願い申し上げます。後任の理事候補者につきましては、本会規約に定める選挙区でございます市町村から武蔵村山市長・山崎泰大氏のご推薦を頂戴しております。

なお、新たにご就任される理事の任期につきましては、本年8月1日から前任者の残任期間でございます令和5年7月31日まででございます。

続きまして、39ページをお願い申し上げます。議決事項17「事業計画及び予算に関する委員会委員の委嘱の同意について」でございます。

提案の趣旨です。委員に欠員が生じているため、委員を委嘱するものでございます。

42ページに、事業計画及び予算に関する委員会の設置要綱を載せてございます。理事の欠員に伴い、現在欠員となっております委員会委員を理事長が委嘱するに当たりまして、委員会設置要綱第2の規定に基づき、理事会の同意を頂戴するものでございます。

恐れ入ります、戻っていただきまして、41ページをお願い申し上げます。事業計画及び

予算に関する委員会における市町村保険者を代表する委員1人といたしまして、武蔵村山市長・山崎泰大氏を理事の皆様のご同意を得て、理事長から委嘱したいというものでございます。

なお、委員の委嘱の同意につきましては、本来であれば、総会におきまして理事に選任された後に理事会を開催し、同意を頂戴するところでございますが、本日、皆様がお集まりでございますので、本理事会におきまして、あらかじめご了承いただきたくよろしくお願い申し上げます。

任期につきましては、理事と同様に本年8月1日から前任者の残任期間でございます令和5年7月31日まででございます。

以上でございます。

○理事長 説明が終わりましたが、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、お諮りいたします。議決事項17については、総会において理事の選任が承認された場合となりますが、議決事項16及び17を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、原案どおり決定することといたします。

次に、議決事項18「通常総会の招集について」を議題に供します。

説明をお願いします。

○事務局 恐れ入ります、43ページをお願い申し上げます。議決事項18「通常総会の招集について」でございます。

第148回通常総会を令和4年7月27日水曜日午後2時から、こちらの会場、本会10階A会議室におきまして開催したいというものでございます。

以上でございます。

○理事長 原案のとおり通常総会を開催することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、本件につきましては、原案どおり決定することといたします。

次に、追加議案に移ります。議決事項19「理事の選任について」を議題に供します。

事務局から説明いたします。

○事務局 恐れ入ります、追加議案の45ページをお願い申し上げます。議決事項19「理事の選任について」でございます。

提案の趣旨です。安藤理事長が8月31日をもって退任することに伴い、学識経験者である理事に欠員が生じるため、学識経験者である理事候補者について本会規約第21条の2の規定に基づき、総会にて選任を求めるものでございます。

次の47ページをお願いいたします。学識経験者である理事候補者として佐藤広氏、任期につきましては、本年9月1日から前任者の残任期間となる令和5年7月31日まででございます。

なお、佐藤氏の略歴につきましては、49ページに載せてございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上でございます。

○理事長 説明が終わりました。ご質疑、ご意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、お諮りいたします。議決事項19「理事の選任について」は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、原案どおり決定することといたします。

次に、議決事項20「理事長の選任について」を議題に供します。

説明をお願いいたします。

○事務局 恐れ入ります、51ページをお願い申し上げます。議決事項20「理事長の選任について」でございます。

提案の趣旨です。理事長の退任に伴い、理事の互選により理事長を選出するものでございます。

本件については、本来であれば、総会において理事の選任が承認された後の理事会で選任されるべきものでありますが、皆様おそろいでございますので、総会におきまして、理事の選任が承認された場合にご承認いただくものであります。

なお、次の53ページには、本会規約の抜粋として、理事長は理事が互選する旨の規約第22条を参考に載せております。互選により選出いただくこととなっておりますので、ご協議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○理事長 説明が終わりましたが、どなたかご推薦等がございますでしょうか。

○国民健康保険組合理事 長く東京都の行政に携わられて、先ほどの議決事項19でも理事候補者として承認されました佐藤広様が理事長には適任かと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○理事長 ありがとうございます。ただいま理事長には、佐藤広氏が適任ではないかというご発言、ご提案をいただきました。

ほかにご意見はございませんでしょうか。よろしゅうございましょうか。

(「なし」の声あり)

特にないようでございますので、お諮りいたします。議決事項20「理事長の選任について」は、総会において理事の選任が承認された場合は、佐藤広氏を理事長として選出することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、皆様のご賛同をいただきましたので、佐藤広氏を理事長として選出することといたします。

以上をもちまして本日の議題は全て終了となりますが、全体を通して何かご意見等がございましたらお願いいたします。

○市町村理事 理事長が退任されるということで、一言申し上げます。長きにわたって国保連合会の理事長としてご尽力をいただきまして、大変ありがとうございました。そして、どうもお疲れさまでした。新聞報道等で拝見いたしましたが、地方独立行政法人東京都立病院機構の理事長に就任されるということで、大変驚きました。新しい組織の理事長ということで、大変だとは思いますが、理事長の功績と人柄により選任されたのではないかと考えております。

今後もお体には十分ご留意いただきまして、新天地でのますますのご活躍を祈念申し上げます。よろしくお願いいたします。ありがとうございました(拍手)。

○理事長 ただいま過分なお言葉をいただきまして、誠にありがとうございます。4年間でございましたが、国保連合会もいろいろなことがございまして、とりわけ手数料等の改定については、保険者の皆さん方にご負担をおかけすることになりましたが、用意しておりました基金と内部努力によって、どうにか乗り切れたということでございますが、この

先、システム開発等まだいろいろございまして、皆様方といろいろと相談しながらやっていかないといけない部分が多々ございます。

大変心苦しいときに退任することになりましたが、引き続き連合会のご支援を皆様方、ぜひともよろしくお願いいたします。

以上でございます。

閉 会（～午前11時11分）

○理事長 そのほかご質問等ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、ないようでございますので、これにて理事会を終了といたします。

理事の皆様には、慎重なご審議とご協力によりまして議事が円滑に進行できましたことに感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

これをもちまして本日の理事会は閉会とさせていただきます。ありがとうございました。